令和８年（チ）第４号

北海道雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地
申立人　幌加内町　代表者町長　細川　雅弘
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）北海道雨竜郡幌加内町字幌加内
所有者　本間　佳子
届出期間満了日　令和８年11月16日
令和８年９月14日
旭川地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　雨竜郡幌加内町字幌加内
地番　4533番32
地目　宅地
地積　395.01平方メートル
２　所在　雨竜郡幌加内町字幌加内4533番地32
家屋番号　4533番32
種類　居宅・車庫
構造　木・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺地下１階付２階建
床面積　１階　83.03平方メートル
２階　70.68平方メートル
地下　44.55平方メートル

令和８年（チ）第７号

香川県高松市鹿角町２５９番地４
申立人　株式会社水本工務店
亡野中秀樹の最後の住所　香川県高松市田村町７９７番地たまも園
（不動産登記記録上の住所）高松市川島東町１０６４番地１）
所有者　亡野中秀樹相続財産
（不動産登記記録上の氏名　野中秀樹）
届出期間満了日　令和８年１１月１６日
令和８年９月１４日
高松地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　高松市川島東町字川西
地番　１０６２番４
地目　宅地
地積　３４９．１８平方メートル
２　所在　高松市池田町字西岡
地番　３１８番３
地目　山林
地積　３８２平方メートル
３　所在　高松市川島東町字川西１０６２番地４
家屋番号　１０６２番４
種類　居宅
構造　木造瓦葺平家建
床面積　１１８．７０平方メートル
（未登記附属建物）
符号　（未登記）
種類　専用住宅一般
構造　木造亜鉛鋼板葺
床面積　１０．８９平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和６年（チ）第５号

沖縄県那覇市具志１丁目１１番１３号
申立人　國吉誠
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）沖縄県那覇市具志１丁目２２３番地
共有者　國吉澄子
届出期間満了日　令和８年１１月１１日
令和８年９月１１日
那覇地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　那覇市具志一丁目２２３番地
家屋番号　２２３番
種類　居宅
構造　コンクリートブロック造かわらぶき平家建
床面積　７３．０２平方メートル

令和８年（チ）第４５号

神戸市中央区古湊通２丁目３番３号
申立人　品川合名会社
（亡木下秀永の最後の住所）神戸市北区鈴蘭台東町４丁目３番１８号
所有者　亡木下秀永相続財産
届出期間満了日　令和８年１１月１１日
令和８年９月１１日
神戸地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　神戸市兵庫区下沢通１丁目４番地１
家屋番号　４番１の１６
種類　店舗
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　２５．３５平方メートル
２階　２１．１９平方メートル

企業年金基金変更公告

Ａｓｔｅｍｏ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のとおり公告します。

１．変更後の事務所の所在地　東京都中央区八重洲一丁目６番１号
２．変更前の事務所の所在地　神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目６番２号
３．変更年月日　令和８年10月１日

令和８年10月１日
東京都中央区八重洲一丁目６番１号
Ａｓｔｅｍｏ企業年金基金
理事長　山口　　敬

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載
官報掲載の日付　令和八年二月二十四日
掲載頁　七十三頁（号外第三十七号）
（乙）掲載
官報掲載の日付　令和八年二月二十四日
掲載頁　九十三頁（号外第三十七号）
令和八年十月一日
東京都中央区日本橋室町四丁目四番一〇号
（甲）東京短資株式会社
代表取締役社長　寺田　寿明
東京都中央区日本橋室町四丁目四番一〇号
（乙）東短エイジェンシー株式会社
代表取締役社長　池田　　孝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載
官報掲載の日付　令和八年二月二十四日
掲載頁　七十三頁（号外第三十七号）
（乙）掲載
官報掲載の日付　令和八年二月二十四日
掲載頁　九十三頁（号外第三十七号）
令和八年十月一日
東京都中央区日本橋室町四丁目四番一〇号
（甲）東京短資株式会社
代表取締役社長　寺田　寿明
東京都中央区日本橋室町四丁目四番一〇号
（乙）東短エイジェンシー株式会社
代表取締役社長　池田　　孝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載
官報掲載の日付　令和八年二月二十四日
掲載頁　七十三頁（号外第三十七号）
（乙）掲載
官報掲載の日付　令和八年二月二十四日
掲載頁　九十三頁（号外第三十七号）
令和八年十月一日
東京都新宿区市谷砂土原町三丁目四番地一
生泉市ヶ谷ヒル三〇二号室
（甲）株式会社カルチャー・ジャパン
代表取締役　飯川　昭弘
東京都新宿区市谷砂土原町三丁目四番地一
生泉市ヶ谷ヒル三〇二号室
（乙）株式会社ＭＵＫＩＮＫＥＮ
代表取締役　飯川　昭弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年十二月一日であり、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）
官報掲載の日付　令和八年七月二十八日
掲載頁　五十六頁（号外第一六八号）
令和八年十月一日
長野県上田市天神三丁目六番三八号
（甲）信州リネンサプライ株式会社
代表取締役　柴崎　裕久
長野県東御市滋野乙四六七九番地三
（乙）株式会社栄徳フードサービス
代表取締役　柴崎　栞一